

国立大学法人室蘭工業大学 提案募集型ネーミングライツ 募集要項

1. 趣旨

本募集は、本学の保有施設の有効活用および教育研究環境の向上に資する取組として、本学の保有施設に対する命名権（ネーミングライツ）を付与する事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を公募するものであり、提案募集型とは、事業者等が対象施設を指定してネーミングライツ事業を提案するものをいう。

ネーミングライツの付与は、本学とネーミングライツ・パートナーが締結する契約により実施し、ネーミングライツ・パートナーは施設に愛称を設定できる。

2. 対象施設

対象施設：本学が保有する施設等であるが、対象とできない施設等もあるため、本学に必ず事前相談を行うこと。

- ・本学の規則等における正式名称は変更せず、愛称を命名するものであり、本学は必要に応じて愛称ではなく従来の施設等の名称を使用するものとする。
- ・本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。

3. 募集期間

募集期間は随時受付とする。

ただし、対象施設ごとに最初に応募者を受け付けた日から10営業日後に、当該施設の受付を終了することとする。なお、応募があった際には、提案場所、受付日、受付終了日を速やかに本学 HP「ネーミングライツパートナーの募集について」に掲示する。

(https://muroran-it.ac.jp/guidance/bid/bid_info/naming-rights/)

4. 応募資格（以下に該当する者は応募不可）

- ① 法令等に違反しているもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営むもの
- ④ 本学から取引停止の措置を受けている期間中のもの又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けている期間中のもの
- ⑤ 国、自治体等から違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中のもの
- ⑥ 社会問題を起こしているもの
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴

力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

⑧貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営むもの(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する者を除く。)

⑨賭け事に係る業種に属する事業を行うもの

⑩政治団体

⑪宗教団体

⑫会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの

⑬国税、地方税等を滞納しているもの

⑭その他ネーミングライツ事業を実施する事業者等として適当でないと認められるもの

5. 主な契約条件

(1) 契約期間

原則として3年以上5年以下で、応募者の提案する期間とする。

(2) 命名権料

提案施設の特性や広さ等、見込まれる金額が案件毎に異なるため、目安となる金額の明示はしないものの、本学や他の国立大学、地方公共団体等の公募金額や契約金額を参考にすること。提案金額は審査項目にもなっており、一年あたりの命名権料が高額なほど高評価となるが、本学の想定する金額と乖離がある場合は採用とならない場合がある。その他不明な点がある場合は、事前に担当まで相談すること。

(3) 愛称の取扱い

契約期間中における愛称の変更は禁止する。ただし、学長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(4) 表示(サイン等)および費用負担

①サイン等の設置・変更・維持管理、契約終了・解除時の原状回復に要する費用はネーミングライツ・パートナーが負担する(命名権料とは別途)。

②使用開始日にサイン設置が未了であっても、契約期間・命名権料は変更しない。

(5) リスク分散

①ネーミングライツ・パートナーは、愛称に関する一切の責任を負うものとする。

②第三者から愛称に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツ・パートナーの責任及び負担において解決しなければならない。

6. 愛称として使用できないもの

①法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

②公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

③特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの

④宗教の宣伝又は布教活動に関するもの

⑤個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの

の

- ⑥ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑦ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に関するもの
- ⑨ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- ⑩ たばこの広告や喫煙を促すもの
- ⑪ アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの
- ⑫ 社会問題の主義及び主張に関するもの
- ⑬ 個人又は法人の名刺広告に関するもの
- ⑭ その他愛称として適当でないと認められるもの

7. 応募方法・提出書類

提出は E メール・持参・郵送のいずれか（持参は平日 9:00-17:00）とする。

提出書類（各 7 部）

- (1) ネーミングライツ事業申込書（別紙様式 1）
- (2) 事業者等の概要（会社概要 等）
- (3) 定款・寄附行為等（これらに類する書類を含む）
- (4) 法人の登記事項証明書（発行 3 か月以内）
- (5) 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表・損益計算書）及び事業報告書
- (6) 国税・地方税等の滞納がないことを証する書類（納税証明書 等）
- (7) サイン等のデザインおよび配置が分かる書類（掲示内容案を含む）
- (8) 過去 5 年間の行政処分の有無と再発防止策（該当時のみ、A4 1 枚程度）

※追加資料提出を依頼する場合がある。

8. 選定方法

- 1 本学が設置する審査委員会において、応募資格、愛称案、命名権料、契約期間等を総合的に審査し、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定する。なお、応募者が 1 者のみの場合も適否を審査する。
- 2 応募者の多寡にかかわらず、採用とならない場合がある。
- 3 参考として審査の概要を以下に提示する。

区分	判定事項	
必須要件	応募資格	・ネーミングライツ事業規則第 6 条に該当していないか。 ・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・経営基盤が安定しているか。
	使用不可愛称	・ネーミングライツ事業規則第 7 条に該当していないか。

審査項目	愛称等（デザインを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・大学構成員、地域住民に受け入れられるか（親しみやすさ等）。 ・施設のイメージを損なうおそれがないか等
	命名権料	<ul style="list-style-type: none"> ・類似する他の施設等の事例、利用状況、メディア等への露出状況及びその他の事情を総合的に勘案して、妥当性を判断する。 ・一年あたりの命名権料が高額なほど高評価とする。
	契約期間	
選定	必須要件を満たしていることを確認のうえ、審査項目及びその他本事業の実施に必要な事項がある場合はその評価を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定する。	

9. 選定結果の通知・公表

選定結果は全応募者に文書等で通知し、契約締結後、事業者名・施設の愛称・契約期間等を本学公式ウェブサイト等で公表する。

10. 契約の締結・更新

採用決定後、命名権の契約を締結する。なお、契約期間満了後、当該施設等に関するネーミングライツ事業の実施について、当該ネーミングライツ・パートナーと優先的に交渉することができるものとする。

11. 命名権料の納入

本学が発行する請求書により指定期日までに、原則として年度ごとに一括で納入する。

12. 契約の解除（命名権の付与取消）

次のいずれかに該当するときは、契約期間中であっても、書面による意思表示をもって契約を解除できる。解除に伴う原状回復費用はネーミングライツ・パートナー負担とし、既納の命名権料は返還しない。

- (1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき
- (2) 本学の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させたとき
- (3) 法令及び本学の規則等に違反し、又はそのおそれがあるとき
- (4) 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- (5) 倒産又は破産等をしたとき
- (6) 第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき
- (7) 契約解除の申出があったとき
- (8) その他学長が命名権の契約を解除することを必要と認めるとき

13. その他留意事項

- (1) 申込みに要する一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 本学が実施する改修工事等により、本事業の維持が困難となったときは、契約期間

の見直しや命名権料の取り扱いについて、別途協議を行う。

(3) 提出書類は返還しない。

14. 問合せ・提出先

室蘭工業大学 経理課（ネーミングライツ担当）

〒050-0071 北海道室蘭市水元町 27 番 1 号

Tel : 0143-46-5054 E-mail : youdo@muroran-it.ac.jp

※現地視察や事前打ち合わせの際は、事前に連絡の上、日程調整を行うこと。

令和 年 月 日

国立大学法人室蘭工業大学長 殿

申込者

ネーミングライツ事業申込書

室蘭工業大学が実施するネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

対象施設等の名称		
応募の趣旨		
愛称の案	(※デザイン等は別添資料によります。)	
愛称の理由		
命名権の付与を希望する事業者等の名称 (※)		
提示する命名権料	円 (年額/税別)	
希望する命名権付与期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	F A X	
	E-mail	

(※)申込者と同一の場合は記入不要

【関係書類】

- (1) 事業者等の概要を記載した書類、(2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類、(3) 登記事項証明書、(4) 直近3事業年度分の決算報告書及び事業報告書、(5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面、(6) サイン等のデザインおよび配置が分かる書類、(7) 過去5年間の行政処分の有無と再発防止策 (該当時のみ)